

石川、昭 48 不 1 ・ 2 ・ 3、昭 48.12.17

命 令 書

申 立 人 日本労働組合総評議会全国金属労働組合石川地方本部

申 立 人 日本労働組合総評議会全国金属労働組合石川地方本部金産自動車工業支部

被申立人 金産自動車工業株式会社

主 文

- 1 被申立人は、下記の文書を申立人に提出するとともに、本命令書交付の日から 7 日以内に、同内容の文章を縦 1 メートル、横 1.5 メートルの大きさの模造紙に墨書し、被申立人会社金産自動車工業株式会社本社工場の従業員の常時出入りする入口及び食堂に継続して 10 日間掲示しなければならない。

記

会社は昭和 48 年 3 月 3 日以降、会社の部課長等の全国金属労働組合金産自動車工業支部の組合員に対する組合脱退及び新組合結成加入推進の行動を会社が許容したことは、不当労働行為であったことを認め、今後かかる行為はいたしません。以上石川県地方労働委員会の命令により誓約いたします。

昭和 年 月 日

総評全国金属労働組合石川地方本部

執行委員長 A₁ 殿

総評全国金属労働組合石川地方本部金産自動車工業支部

執行委員長 A₂ 殿

金産自動車工業株式会社

代表取締役社長 B1

- 2 被申立人は、前項の命令実施後、すみやかに履行状況を当委員会に文書をもって報告しなければならない。
- 3 被申立人は、総評全国金属労働組合から申入れのあった昭和48年3月10日付団体交渉を拒否してはならない。
- 4 被申立人は、全金金産支部から申入れのあった昭和48年3月20日付団体交渉を拒否してはならない。
- 5 申立人のその他の申立てを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人日本労働組合総評議会全国金属労働組合石川地方本部(以下「全金石川地本」という。)は、石川県地方の全国金属労働組合の組合員(約7,000名)をもって組織されている単一組織である全国金属労働組合の地方的下部組織であって傘下に主として企業別の単位労働組合である支部を有し肩書地に組合事務所を置く労組法上の連合団体に該当する労働組合である。
- (2) 申立人日本労働組合総評議会全国金属労働組合石川地方本部金産自動車工業支部(以下「全金金産支部」という。)は肩書地に組合事務所を置き、金産自動車工業株式会社の従業員をもって組織されている単位労働組合で、全金石川地本に加盟している。申立当初の組合員は、約58名であったが、組合が分裂して新組合が結成されたため本件結審時では組合員約50名になっている。

なお、全金金産支部は、昭和48年7月20日、金沢地方裁判所における和解成立事項に基づき同日開催の組合大会において規約を改正して従来規約に規定されていた組合名称である「金産自動車工業労働組合」を「日本労働組合総評議会全国金属労働組合石川地方本部金産自動車工業支部」と改正したが、規約、金産自動車工業株式会

社との間の協定以外では従来から規約改正後の名称が使用されており、組合の実体は名称の如何にかかわらず同一である。

- (3) 被申立人金産自動車工業株式会社（以下「被申立人会社」という。）は、肩書地に本社工場を有し、バス、トレーラー、コンテナ等の製造販売を業とし、従業員約 700 名を有する株式会社である。

2 全金金産支部の全金石川地本加盟について

被申立人会社の従業員は、昭和 21 年 1 月 5 日、労働組合（当時の名称は金沢産業労働組合）を結成し、同労組は同年 3 月 1 日上部団体である全国金属産業労働組合同盟石川県連合会に加盟した。その後上部団体は全金石川地本と単一組織改変に伴う名称変更し今日に至っている。

3 全金金産支部の労働協約について

昭和 46 年 4 月 1 日に締結の労働協約及び同年 12 月 21 日に締結の覚書は、いずれも組合の当事者名は金産自動車工業労働組合という名称になっている。また前記覚書の 2 条には「上部機関の役員と組合員が、組合活動のため会社構内に出入りする場合は、守衛所に申し出て組合事務所に出入りすることを認める」と定められている。

この点について、被申立人会社の B₂取締役は、「組合関係者が面会に来たときは守衛所で所定の用紙に記帳させ総務部に報告し、総務部で入って良いか悪いかを判断した後守衛所に折り返し返事をしてその上で会社に入ってもらっている」旨主張している。

4 地本関係者の入構阻止について

昭和 47 年年末一時金要求（1 人平均 252,240 円）は、昭和 47 年 11 月 1 日全金金産支部から出され、被申立人会社からの第 1 回回答は 160,000 円であったが、その後交渉を重ねた結果 168,000 円が同年 12 月 6 日回答された。しかし、この回答が出された団体交渉の席上で、被申立人会社の B₁社長は、組合がこの回答を受け入れないでストライキを行なった場合、会社としても重大決意をせざるを得ないと考えている趣意の発言をして、場合によっては企業縮小、倒産もあり得るとほのめかした。全金金産支部の組合員は、要求額とほど遠いこの回答額に不満を持ち、同日午後会社食堂において年末要求のため

の総決起大会を開くこととした。全金石川地本に対しては、全金金産支部から前日の5日に電話をして、この大会に出席してほしい旨の要請をした。また、6日の午前11時半頃、全金金産支部のA₃執行委員は、被申立人会社の守衛所に電話をして20名位の地本の者が今日の午後來る予定なので来たら組合事務所に通してほしいと前もって連絡した。守衛所から総務部の方に連絡があった。

被申立人会社は、同年4月28日に地本関係者が50名近く団体交渉の場におしかけトラブルを生じたこともあり、今度も同じような場面が展開され混乱すると会社の業務に支障を来すと判断し、被申立人会社の方針として入門を拒否することとした。そこで被申立人会社はヘルメットを着用した管理職である部課長14名を正門付近に待機させ、B₃製造部第三課長やB₄製造部次長に従業員通勤用のNo.1とNo.2の2台のバスを運転させ被申立人会社の正門前に移動させて、入構者のチェックのために配置した。その場の指揮は、B₅製造部長がとった。午後4時近くに全金石川地本のA₄委員長ら11名が被申立人会社に到り、守衛所でA₄委員長が名刺を渡して全金金産支部との面会を求め組合事務所に通すように要請した。その際入口付近に待機していた部課長等の管理職と、入れろ入れないという小ぜり合いが15分位続いたが、全金石川地本は、従来の慣例では入門を阻止されたことは一度もなく労働基本権の当然の行使と判断して実力で入門し組合事務所に赴いた。

5 被申立人会社の管理職その他の職制らによる全金金産支部脱退、新組合結成加盟への勧誘、署名について

(1) 昭和48年3月3日午後4時頃、製造部第一課長のB₆は、当時工手で全金金産支部の執行委員をしていたA₅の職場に電話し、何か悩みごとがあるなら聞こうといって仕事が終わってから誘い出し被申立人会社の通勤バスで金沢市内に到り途中で北鉄バスに乗り換え香林坊で下車し「高砂」というおでん屋に午後7時半頃行き、午後9時頃まで、同処にいて話し合った。

話合いの内容について両人の証言は一致しないが、B₆の証言によれば、A₅が全金はどういう組合かと聞いたので少し過激な組合であると聞いている。A₆副委員長は

共産党に近い思想を持っていると言ったと述べている。

A₅の証言によればB₆からストライキを行なう全金に入っていたらユーザーに対して迷惑がかかるから全金を脱退して自動車労連に加盟したらよい。課長、係長らが協力してA₇、A₈、A₉、A₁₀、A₅、A₁₁の各執行委員を新組合を作って入れるように説得する。A₂、A₆、A₁₂、A₁₃は共産党思想があるからついていってはだめだ。2月末に係長、組長が治山社ビルに集まって全金脱退と新組合結成のための話し合いを行った。3月5日頃から組合員個人個人に当たって組合脱退、新組合結成のための署名を会社の職制を通じて求める。労金の利子は高いから会社の貸付けを利用したら安くなるといわれたと述べている。

- (2) 被申立人会社は同年3月4日の夜間から5日の早朝にかけて一せいに全金金産支部組合員宅を訪問し、同組合を脱退し新組合の結成加盟に同意させるための署名集めを部次長、課長、課長代理等の管理職や係長、組長などの職制を動員して組織的に働きかけが行なわれたとの証言を全金金産支部の組合員は、それぞれ次のように行なっており被申立人会社の証人は、いずれもこの事実を否定している。

ア A₅は、自宅に3月4日午後10時頃B₆課長と思われる人から電話がかかり、さらに真夜中の0時10分頃、今度はB₇組長らしい人から電話があつて、いずれも母がでたがそれから間もなくしてB₆課長とB₇組長が自動車で来て、B₆は黙っていたが、B₇が「B₆課長から聞いてよく分かっているはずだから、組合脱退届、新組合加入届に判こを押してほしい」と言い、金産自動車工業新労働組合結成趣意書も見せた。2時頃までうちにいて「文書に判こを押せ」ということをしつこく繰り返し言ったが、私は「時間をほしい、今直ちに判こを押すことはできん」と答えた旨の証言をした。

これに対してB₆は、3月4日の日は日曜日なので午前10時過ぎに起床したが、A₅のうちに一度も電話をかけていないし訪れてもいない。B₇がA₅宅に行ったことは後で聞いた。3月5日の朝7時少し前にA₅に電話し、君の思う道を進んでやってゆけばよいともう一度念を押したことはあるが、新組合が作られることは5日の

朝会社に来て初めて職制が話していたので知ったと証言している。

イ 全金金産支部の執行委員長A₂は、組合員の脱退、新組合結成への働きかけという緊急事態が発生したので私たち三役は、3月5日の12時15分から食堂で臨時大会を開きたく、同日朝9時少し前に会社事務所に行ったが、この日は、許可をもらえるような重役、部長、次長、課長といった管理職はだれもまだ出勤していなかった。今回の脱退工作は、部課長、係長、組長が思い付きでやったとは、動員人員（約50人）に照らして到底考えられず、かなり以前から組織的に計画された上で実行に移されたものであると証言している。

ウ A₁₄は、3月3日仕事中に職場内の塗装場横でB₈課長代理から「新組合を作りたいが協力してもらえないか」といわれた。3月4日の夜、B₉組長とB₁₀係長が私の家を訪れ、組合脱退、新組合参加を要請したが、これを断わった旨証言している。

エ A₁₅は、3月4日の夜9時過ぎにB₈課長代理が1人でうちに来て15分位話をしたが、その際「新組合を作るが是非参加してほしい。会社の方から金を借り出せるような制度を作るから金の心配はいらない」と先方から切り出した。「脱退届と加入届に判こを押してほしい」といわれ新組合の結成趣意書を見せられたが、「こんな重大なことは、明日の朝まで待つてほしい」と私は答えたと証言している。

オ A₁₆は、3月4日午後7時10分過ぎに上役のB₈課長代理から電話があつて母が電話に最初出た後私が出たところ「すぐ近くの郵便局の電話ボックスのところまで来ているが、君の家が分からないので案内してほしい」ということだったので、家の方角の道路まで迎えに出た。そして私の家の居間で30分位話をした。私の父母も一緒にいました。その際「全金金産支部を脱退して、新組合が結成されるので入ってほしい。あなたの親しい友人のC₁君も入った」といって新組合の結成趣意書、組合脱退届、新組合加入届を一緒に出したので、私は「一応預っておきます」といった。そして「B₈さんは管理職であるのに何故このようなことに動いているのか。あなたの立場はどういうものですか」と質したところ「私は、ただ協力しているだけだ」と答え「君も今後のこともあるから一緒に参加してほしい」といった旨の証言

をしている。

前記ア、イ、ウの証言に対し、B₈製造部第一課長代理は、3月の初めに会社の塗装横でA₁₄と顔を合わせたことはあるかもしれないが、新組合の結成に協力してほしいと言ったことはない。3月5日になって副長のB₁₀から新組合結成のことを初めて聞いた。また3月4日にA₁₅、A₁₆宅を訪れたことはない。その日は大和デパートに行き、帰りに東京ストアに寄って夕食の買物をして午後6時半頃帰宅、東芝日曜劇場を見て11時少し前に就寝した。同日A₁₆に電話をしたこともない。A₁₅が家を建てるために私に金を貸してほしいといってきたことはないが、家を買うような話は聞いていた。それについて3月5日前後でなくずっと後に話したことはあると証言している。

カ A₁₇は3月5日夜中の3時30分にB₁₁副長、B₁₂主任、B₁₃主任、C₂、C₃等7人の課の人が自宅に来てB₁₁副長が新組合加入について説明し協力を要請した。3月5日の朝礼が終わってその日の仕事の段取りを同僚とし始めたとき、私とA₁₈が直接の上司であるB₁₄検査課長に検査室前の応接に呼ばれB₁₁副長も立ち会った。B₁₄課長は「まだ了解を得ていないので気持を聞きたい。検査課で新組合に入っていないのはA₁₇君とA₁₈君だけだが、どういう理由で入らないのか」と聞かれたので「このような重大なことは、やはり組合大会とか正規の道を踏んで、そこで意見が分かれるなら分れるでしっかりと納得ずくのルールを踏んだやり方で行なってほしい。一方的に入れといわれても今どうすることもできない。保留にする」と答えた旨証言している。

これに対し、B₁₄課長は3月5日にA₁₇を呼んで新組合加入を勧めたことはない。同日の朝新組合の結成を知った。

また、その日にB₁₁副長から新組合に入らず旧労に残っている者の名前の連絡を受けたのでA₁₇、A₁₈が残っていることを知ったが、何故この2人が新組合に入らなかったのかという疑問をもったと証言している。

キ B₂取締役は、証言の中で3月4日の夜B₁₅製造部次長がA₁₉宅を訪れたことを

会社で調査したところ、B₁₅次長は資材のC₄に頼まれたのでしかたなくA₁₉宅を案内したと言っていた。C₄はA₁₉と仕事の上でよく知っていたので新組合結成参加をA₁₉に呼びかける役割をC₄が引き受けた。C₄はA₁₉の家が分からなかったので、B₁₅次長に頼めば分かるだろうということで夜 11 時頃B₁₅次長のところへ行き「実は新組合結成のことについて話をしたいが是非行ってほしい」と頼み、B₁₅次長は日頃C₄の車で会社に通っていたため義理もあり、いやといえず「案内はしてやってもよいが、深いことの話に自分は巻き込まれたくないから、そういうことをやるのならいやだよ」ということで念を押した。それを承知の上でC₄が案内してもらったということであったと述べている。

6 上部団体及び全金金産支部の申し入れた団交拒否について

全金石川地本の上部団体である全国金属労働組合（以下「全国金属」という。）中央執行委員長C₅から被申立人会社代表取締役社長B₁に対し、昭和 48 年 3 月 10 日付の内容証明郵便をもって文書による団体交渉申入れを行ない同月 12 日被申立人会社に配達された。同文書で全国金属は、貴社に勤務する当組合の組合員の労働条件と貴社の当組合への団結権侵害について緊急に解決する必要があるので申し入れるとして、

日時 昭和 48 年 3 月 20 日午後 1 時

場所 貴社会議室

団体交渉を求める事項

- (1) 貴社の当組合に対する不当労働行為の中止と労働基準法違反について
- (2) 昭和 48 年 3 月 9 日、石川県地方労働委員会の実効確保の勧告実施について
- (3) 昭和 48 年 3 月 15 日付で貴社に提出する春闘要求について
- (4) 右に関連する事項

出席者 当組合としては、全国金属労働組合、同石川地方本部、同金産自動車支部役員又は当組合を代表する組合員

会社側としては社長、重役並びに担当者

右申入れについて昭和 48 年 3 月 19 日正午までに当組合へ文書で回答されたい

という内容のものであった。

また、全金金産支部の執行委員長A₂から昭和 48 年 3 月 20 日付をもって被申立人会社に対し団体交渉の申入れ書を提出した。その内容は昭和 48 年 3 月 20 日中に労働基準法第 36 条に関する団体交渉を開くことを右申し入れますというものであった。全金石川地本及び全金金産支部は、前記の団体交渉申入れがあったのに被申立人会社が 3 月 10 日付全国金属からの申入れに対しては同月 12 日、3 月 20 日付全金金産支部からの申入れに対しては同月 22 日の文書をもって団体交渉拒否の回答をしたことは不当労働行為であるとしているのに対し、被申立人会社のB₂取締役は、証言の中で、全国金属からこのような団交申入れを受けたことは初めてである。労働協約第 78 条で組合側は会社の従業員であるところの組合員から交渉委員を出して団交を行なうことになっている。昭和 22 年に協約を締結して以来、ずっとこのような方式で団交をもっており、それ以外の方法で団交が行なわれた事実は一度もない。前記団交申入れに対し不当労働行為も労働基準法違反も行なっていないし実効確保の勧告も受けていないので団交対象が欠けていて団交しようがない。また春闘の要求書が出てから、それについて団交する旨回答した。また 3 月 20 日付で全金石川地本から申入れのあった団交については、3 月 13 日に会社と金産自動車工業新労働組合執行委員長C₀との間に時間外労働について書面協定し、同月 15 日労働基準監督署に届け出したので団交対象にならない旨回答した。会社は 2 つの 36 協定を結ぶ考えはない。1 年間有効の 36 協定は 47 年 1 月 1 日から 47 年 12 月 31 日まで有効で 48 年 1 月 1 日から 48 年 3 月 12 日まで切れていたと述べている。

第 2 判断

1 昭和 47 年年末一時金要求のための総決起大会に出席しようとした地本関係者の入構阻止について

全金石川地本のA₄委員長ら地本関係者 11 名が、昭和 47 年 12 月 6 日午後 4 時頃、全金金産支部の昭和 47 年年末一時金要求のための総決起大会に出席して激励と指導を行なう目的で被申立人会社に赴いたところ、被申立人会社は門前に通勤バス 2 台を横づけに配置し、管理職 10 数人が入門を妨害した。申立人はかかる被申立人会社の行為は労組

法第7条第3号に該当する不当労働行為であると主張し、全金石川地本及び全金金産支部に対して被申立人会社は不当労働行為によって与えた団結権の侵害に謝罪文を提出するとともに、今後不当労働行為を一切行なわないことを表明する広告を新聞紙上に掲載すること。被申立人会社内に謝罪文を掲示することの命令を求めている。

これに対し被申立人会社は、12月6日午後3時55分頃に地本関係者11名が被申立人会社門前に到来した事実は認めるが、被申立人会社が入口を封鎖したとの事実は否認する。B₅製造部長ら管理職10数名が安全帽を着用して正門付近にいたことは認めるが入門者を物理的に拒否する準備をしていたとの事実は否認する。また、管理職らが御遠慮願いたい旨応答した事実は認めるが組合活動の自由を拘束、拒否したとの事実は否認する。よって被申立人会社が、全金石川地本及び全金金産支部に支配介入行為をしたり、その意思をもったとの事実は否認する。従って本件救済申立を棄却するとの命令を求めたので、以下これらの点につき判断する。

被申立人会社は、昭和47年12月6日午後4時近くに、同日午後4時半就業時間終了後に開催予定の昭和47年年末一時金要求達成のための全金金産支部の臨時大会に参加して激励と指導を行なうために、被申立人会社を訪れた全金石川地本の関係者11名に対して入構をさせない方針をもって臨んだことが窺われる。被申立人会社は「入構を拒否したのではなく、従業員の混乱、業務上の支障を回避する趣旨で従業員以外の入構を遠慮してもらう必要があると判断して管理職14名を正門付近に配置した。」と主張しているが、被申立人会社が当日午後地本関係者が訪れることを予め知っていたので、作業時以外には着用する必要のないヘルメット（安全帽）を14名の管理職全員に着用させ、B₅製造部長を指揮者として正門付近に待機させ、またB₄次長やB₃課長に通勤バスを正門付近にまで運転移動させて、入構をチェックする目的をもって配置させたりしたことは、拒否ではなく遠慮してもらうのであると主張しても、申立人に入構を拒否する行為と受け取られてもやむを得ないものといえる。

被申立人会社は「組合関係者が来社して面会を求めたときは、守衛所で所定の用紙に記帳し、その上、総務部に報告し、総務部が入って良いか悪いかを判断した上で守衛所

に折り返し返事をして、その上で会社に入ってもらっている。」と主張しているが、今まで組合関係者が来ても、このような手続をとったこともなく、昭和 46 年 12 月 21 日に締結された覚書 2 条によれば「上部機関の役員と組合員が組合活動のため会社構内に入入りする場合は、守衛所に申し出て組合事務所に出入りすることを認める。」と定められていて届出だけで足りると解釈される文面になっており、しかも今まで入構を拒否した事例は全くなかったし、12 月 6 日の場合でも被申立人会社は地本関係者が到着してから、所定の用紙に記帳させて前記の手続をとることをしないで、現実には何人来るかも分からない段階から入構阻止の方針を決めていて到着と同時にいきなり入構阻止と思われる行動に出たものである。また被申立人会社は入構を阻止しようとした理由として「昭和 47 年 4 月 28 日に、地本関係の人 50 名ほどが会社に押し掛け団交に出席させろとって第一応接室における団交の場になだれこみトラブルを起こしたことがあり、12 月 6 日の場合にも同じような場面が展開すると会社の業務にも支障を来たすということを懸念してお断わりしたいと思っていた」と主張している。過去の行動の中に、仮に被申立人会社が主張するような行き過ぎた行動がみられたとしてもそのことをもって現実に 11 名しか来なかった全金石川地本の代表者及び関係者の入構を当然に拒否し得る合理的な理由とすることは出来ない。今までの慣例を破り当日に限って、急に入構拒否の強い方針を打ち出したことから考えると、年末一時金闘争が全く進展せず緊迫した労使関係におかれていて、ここで交渉が決裂すれば争議に突入する段階で就業時間外に従来の慣例通り社内食堂で開催する旨組合の方から被申立人会社に予め通知したが被申立人会社からも施設利用を拒否する特段の具体的な理由の明示もなかった。このような状況の下での全金金産支部の臨時大会に対する支援と指導を強化するためのオルグとして出席しようとする全金石川地本の代表者、関係者の入構を阻止することは、トラブルの発生の危惧に藉口して全金石川地本及び全金金産支部の組合活動を制約する意図にでたものと認めざるを得ない。従ってかかる被申立人会社の行為は支配介入行為と判断せざるを得ない。

しかしながら昭和 48 年 7 月 20 日金沢地方裁判所において、昭和 48 年（ヨ）第 109 号事件につき申立人、被申立人間に和解が成立し、和解条項第 4 項において債権者地本（本

件申立人)の組合員が、支部組合事務所に通行する際は従前の覚書2条の規定による
ところとし、債務者(本件被申立人)は、その通行を妨げてはならない。債権者地本組
合員は債務者の業務を阻害してはならないことが取り決められた。従って当委員会は今後
かかる事案が反復されないものと思料したので、申立人の救済を求める趣旨の処置を留
保することにし、今後かかる紛争の再発しないようここに要望をなすにとどめる。

2 被申立人会社が職制を通じて全金金産支部組合員に支配介入をしたことの存否につ いて

被申立人会社が、管理職、職制らを通じて全金金産支部脱退、新組合結成加盟の勧誘
をなし同支部組合員に支配介入したとの点についての申立人、被申立人の主張並びに立
証の概要は、前記第1認定した事実5に述べたとおりである。

申立人、被申立人の主張、立証は相対立している。しかし、昭和48年3月3日夜B₆
課長がA₅を誘って飲食店「高砂」において食事を共にした際に、B₆課長がA₅に全国金
属労働組合が過激な組合であると述べ、A₆副執行委員長は共産党に近い思想をもつて
いると述べ、当時当地方労働委員会に係属中の不当労働行為審査請求事件につき会社は
不当労働行為をしていないから会社は必ず勝つと述べ、A₅が労金の利息が高くて困る
と言ったのに対し会社でもっと有利な貸付金制度を検討していると述べ、将来は週休2
日制の問題もあると述べた点はB₆課長もこれを認めている。B₆課長とA₅とは平素よ
り親しい関係にあるとはいえ、同課長が組合員の大量脱退の直前にこのようなことを述
べたのは、同課長に全金金産支部組合員たるA₅に対し支配介入をして同人をして同支
部を脱退させ、新組合に加盟させる意図があったものと推認せざるを得ない。

また、同年3月4日の深夜、C₄がB₁₅次長とともに、A₁₉宅を訪れたことは被申立人
会社のB₂取締役の証言からしても明らかである。上級管理職の立場にありC₄の上司で
あるB₁₅次長が単なるC₄との個人的関係だけからたとえその意に反したことであつて
も、C₄に動かされて深夜にただ道案内の目的だけでA₁₉宅を訪れたということ自体、こ
のような時期からみて不自然な行為といえる。従ってB₁₅次長のかような行為は仮に使
用者の指示によったものでなかったとしても、C₄が組合分裂工作のためにA₁₉宅を訪

れることを知りながら同行したものであり、かかる使用者と同一視される監督的被用者の立場にある部次長の行為は、組合分裂工作に加担したものと推認せざるを得ない。

当時当地方労働委員会に昭和 48 年（不）第 1 号金産自動車工業不当労働行為審査事件が係属し、被申立人会社はこの事件で申立人組合の組合運動が過激で団体交渉等においてトラブルを生ずると主張し、組合の動きに細心の注意を払っていた。このようなときに同年 3 月 5 日から 6 日にかけて一挙に約 360 名、その後さらに約 60 名が申立人組合を脱退し、計約 420 名が申立人組合に脱退届を提出した事実は軽視することが出来ない。すなわちこのことから被申立人会社の管理職、職制が一せいに支配介入のために活動したことが推認される。また同時にこのことから使用者とこれら管理職、職制との間に仮に意思の疎通がなかったとしても、少なくとも使用者において管理職、職制の前記活動を阻止する努力をせず、むしろこれを利用する意思をもっていたことが推認される。従って被申立人会社の一連の行為は不当労働行為を構成するものと判断する。

このことについて下記のとおり関係労働委員会の先例がある。

先例

昭和 41 年 7 月 26 日、東京都労委
抜粋「……それぞれ日産派の立場から全金支持をやめるよう説得したことがうかがわれる。……これらの説得行為が行なわれたことが明らかになった以後において今日に至るまで、会社が C 係長以下の係長、班長らが就業時間中に会社の職務以外の行為を行っていたにも拘らず、これを不問に付していることは結局日産派の勢力の拡大を期待し、係長、班長らの行為を利用していたといわれても止むを得ない。……」

（労働委員会不当労働行為事件命令集第 34、35 集）

昭和 36 年 12 月 20 日、中労委（再）
要旨「使用者側に立って行動した者の組合脱退の働きかけについて、かりに使用者との意思の疎通がなかったとしても、その結果を使用者が利用しているような場合には、関知するところでないという使用者の主張は認められない。」

（命令体系不当労働行為 6）

3 全金金産支部及びその上部団体から申入れのあった団体交渉の拒否について

- (1) 全国金属労働組合が昭和 48 年 3 月 10 日付で申し入れた団体交渉を被申立人会社が拒否したことは不当労働行為であるとする申立人側の主張に対し被申立人会社は、申入れがあってそれを拒否した事実は認めるがこのような団体から今まで団交申入れを受けた事実はないし、協約に基づき会社の従業員である組合員の中から交渉委員を出して団交を行っており、それ以外の方法で団交を行なった事実は全くなく、全国金属労働組合の団交申入れは、従来の労使間の慣行に反するものであると主張しているので以下判断する。

上部団体との団体交渉については、これまで直接に行なった事例がなく、上部団体との交渉を排除するとき規定を協約の中に設けている場合、協約の当事者間においては労使間の今までの慣行、協約の唯一交渉団体約款の存在については、それなりに事実上重要な意味をもつことはあっても、支部が分裂し、組合員数が著しく減少して交渉能力が弱体化し、支部の団交が難航したため、支部の要請に基づき、固有の団交権を有する単一組織の上部団体が申し入れた交渉を排除するための正当事由とはなしがたい。

- (2) 全金金産支部が同年 3 月 20 日付文書で時間外労働に関する団体交渉を申し入れたのに対し、被申立人会社がこれを拒否したのは不当労働行為であるとし、被申立人会社は団交対象とならないから団交に応ずる必要がないと主張している所以で以下この点について判断する。

被申立人会社が、団交申入れを受けていながら団交対象とならないと一方的に判断して全く団交を開かなかったことは、正当事由に基づくものとはいえない。

- (3) 全金金産支部が同年 3 月 15 日の要求書と同時に 3 月 26 日に開催することの団交申入れ及び全金石川地本が同年 3 月 20 日付の文書をもって 3 月 26 日に開催することの団交申入れについては、いずれも救済申立のなされた同年 3 月 24 日時点では未だ時期が到来していないのでこの点に関する申立ては採用しない。

4 全金金産支部の存在と上部団体との関係について

被申立人会社は、同社の従業員で組織されている昭和 48 年 7 月 20 日の規約改正時点まで規約に規定されていた金産自動車労働組合の存在は認めるが、事実上の組合名称として使用されている全金金産支部については関知しないとの主張をしている。このことについて申立人側が従来規約上の名称の他に別の名称を併用してきたとしても、実体が同一であることを了承しながら被申立人会社が、上部団体とのつながりのある全金金産支部の名称を拒み続けたことにより、上部団体に加盟している現実を否定することはできない。また上部団体が個々人に対して規約所定の手続を簡略化し、事実上支部の一括加盟を承認している以上これを認めざるを得ない性質のものであって、1 人 1 人の組合員が個人加盟の手続をとったことが確認されない限りその存在を認めることが出来ないとする抗弁は採用しがたい。

前記 1、2、3、4 で判断のとおり、被申立人会社の行為は労働組合法第 7 条第 2 号及び第 3 号の規定に該当する不当労働行為である。

なお、申立人は救済内容として謝罪文の新聞への掲載をも申し立てているが、主文のとおり救済命令で十分救済の実を果たし得るものと認めるので、これを棄却する。

以上の次第であるから、当委員会は労働組合法第 27 条及び労働委員会規則第 43 条を適用して主文のとおり命令する。

昭和 48 年 12 月 17 日

石川県地方労働委員会

会長 松 井 順 孝